

千葉市規則第 2 8 号

千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成 1 2 年千葉市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(公表) 第 1 1 条 条例第 6 条の 3 第 1 項の規定による公表は、千葉市公告式条例（昭和 2 5 年条例第 2 9 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行うほか、その他適切な方法により行うものとする。 2 ～ 5 [略] 様式第 5 号 年 月 日 事前協議済書 様 千葉市長 印 千葉市墓地等の経営の許可に関する条例第 6 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで事前協議の申し出があった墓地（納骨堂）の計画については、同条例第 6 条及び第 8 条から第 1 4 条までの規定に適合していると認められたので、同条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により通知します。 記 1 協議区分 経営許可・変更許可 2 墓地（納骨堂）の名称 3 墓地（納骨堂）の用地の所在、地番、地目及び面積 4 区画数（収蔵数） 注 事前協議について ① この事前協議済書は、墓地（納骨堂）の経営（変更）許可書ではありません。 ② この事前協議は、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）に基づくものであるので、他の法令が適用される場合は、所轄機関において別途許可等を受ける手続が必要です。 ③ この事前協議済書の交付から 3 年が経過する日までに墓地（納骨堂）の経営（変更）許可申請がなされない場合は、新たに条例第 6 条の規定による手続を行わなければならない。 [新設] ④ 現時点において条例等に適合していると認められるものであっても、墓地（納骨堂）の経営（変更）許可があるまでに関係法令等の改正により適合しなくなった場合は、許可を与えないことがあります。	(公表) 第 1 1 条 条例第 6 条の 3 第 1 項の規定による公表は、千葉市公告式条例（昭和 2 5 年千葉市条例第 2 9 号）第 2 条第 2 項に規定する方法により行うものとする。 2 ～ 5 [略] 様式第 5 号 年 月 日 事前協議済書 様 千葉市長 印 千葉市墓地等の経営の許可に関する条例第 6 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで事前協議の申し出があった墓地（納骨堂）の計画については、同条例第 6 条及び第 8 条から第 1 4 条までの規定に適合していると認められたので、同条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により通知します。 記 1 協議区分 経営許可・変更許可 2 墓地（納骨堂）の名称 3 墓地（納骨堂）の用地の所在、地番、地目及び面積 4 区画数（収蔵数） 注意事項 ① この事前協議済書は、墓地（納骨堂）の経営（変更）許可書ではありません。 ② この事前協議は、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）に基づくものであるので、他の法令が適用される場合は、所轄機関において別途許可等を受ける手続が必要です。 ③ この事前協議済書の交付から 3 年が経過する日までに墓地（納骨堂）の経営（変更）許可申請がなされない場合は、新たに条例第 6 条の規定による手続を行わなければならない。 ④ 許可申請を行うに当たっては、事前協議で協議した事項と相違ないことが必要です。 ⑤ 現時点において条例等に適合していると認められるものであっても、墓地（納骨堂）の経営（変更）許可があるまでに関係法令等の改正により適合しなくなった場合は、許可をしないことがあります。

様式第 6 号

年 月 日

事前協議事項不適合通知書

様

千葉市長 印

千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで事前協議の申し出があった墓地（納骨堂）の計画については、下記のとおり同条例第 6 条及び第 8 条から第 1 4 条までの規定に適合していないと認められるので、同条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 協議の区分

経営許可・変更許可

2 墓地（納骨堂）の名称

3 墓地（納骨堂）予定地の所在、地番、地目及び面積

4 不適合の理由

注 事前協議について

① この**事前協議決定書**は、墓地（納骨堂）の経営（変更）不許可通知書ではありません。不適合事項を是正したときは、変更協議を行ってから経営（変更）許可申請を行ってください。

② この事前協議は、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）に基づくものであるので、他の法令が適用される場合は、所轄機関において別途許可等を受ける手続が必要です。

③ この**事前協議決定書**の交付から 3 年が経過する日までに墓地（納骨堂）の経営（変更）許可申請がなされない場合は、新たに条例第 6 条の規定による**手続書**を行わなければなりません。

④ 現時点において条例等に適合していると認められるものであっても、墓地（納骨堂）の経営（変更）許可があるまでに関係法令等の改正により適合しなくなった場合は、許可を**与えない**ことがあります。

様式第 6 号

年 月 日

事前協議事項不適合通知書

様

千葉市長 印

千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで事前協議の申し出があった墓地（納骨堂）の計画については、下記のとおり同条例第 6 条及び第 8 条から第 1 4 条までの規定に適合していないと認められるので、同条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 協議の区分

経営許可・変更許可

2 墓地（納骨堂）の名称

3 墓地（納骨堂）予定地の所在、地番、地目及び面積

4 不適合の理由

注意事項

① この**事前協議事項不適合通知書**は、墓地（納骨堂）の経営（変更）不許可通知書ではありません。不適合事項を是正したときは、変更協議を行ってから経営（変更）許可申請（**許可申請を行うに当たっては、事前協議及び変更協議で適合していると認められた事項と相違がないことが必要です。**）を行ってください。

② この事前協議は、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）に基づくものであるので、他の法令が適用される場合は、所轄機関において別途許可等を受ける手続が必要です。

③ この**事前協議事項不適合通知書**の交付から 3 年が経過する日までに墓地（納骨堂）の経営（変更）許可申請がなされない場合は、新たに条例第 6 条の規定による**手続書**を行わなければなりません。

④ 現時点において条例等に適合していると認められるものであっても、墓地（納骨堂）の経営（変更）許可があるまでに関係法令等の改正により適合しなくなった場合は、許可を**しない**ことがあります。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。